

関係機関の長 殿

福島工業高等専門学校長
中 村 隆 行
(公印省略)

教員の公募について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、本校では下記公募要項により教員を公募することとなりましたので、貴職関係者にご周知
くださいますとともに、適任者の推薦についてよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 概 要 募集人員：特命准教授（任期付）又は特命助教（任期付）1名
所 属：物質工学科
専門分野：生物学、生物化学またはその関連分野（特に生化学的手法を用いて
生物圏の環境科学に資する分野）
業務内容：原子力規制庁による原子力規制人材育成事業の授業・業務を担当し、
インターンシップ、実地見学等のコーディネーター業務、地域の環境
回復と環境安全をテーマとした COOP 教育による PBL 型学生研究の
推進などを行います。そのほか所属学科の授業を担当することもあり
ます。
2. 応募資格 (1)博士の学位を有する方または平成29年3月までに取得予定の方
(2)高専における教育、学術研究及び学生指導に熱意があり、本校の運営等に積極
的かつ協動的に参画できる方
3. 着任時期 平成28年10月1日（予定）
4. 任 期 平成29年3月31日まで（毎年度更新で再任可。最長で平成33年3月まで。）
5. 応募書類 (1)履歴書（本人自筆、写真貼付）
(2)業務経歴書又は研究業績一覧 ※書式任意
(3)主要論文・著書の別刷り（コピー可）
(4)高専における教育・研究及び学生指導に対する抱負（1,000字程度、様式自由）
(5)推薦書1通
6. 応募締切 平成28年9月9日（金）必着
7. 選考方法 第一次選考 書類選考
第二次選考 学生の前での模擬授業（15分～20分）及び面接
※ 第二次選考は、第一次選考合格者を対象として行います。
※ 第二次選考に要する旅費等の経費は応募者本人の負担となります。
8. 採否の決定 個別に連絡
9. 書類提出先 〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾30
福島工業高等専門学校 総務課人事係
※ 封筒に「原子力規制人材育成事業教員応募書類」と朱書きし、簡易書留にて郵送
願います。なお、採用内定者を除き、応募書類は返却いたします。
10. 問い合わせ先 福島工業高等専門学校 物質工学科長 青柳克弘
E-mail：aoyagi@fukushima-nct.ac.jp
Tel：0246-46-0815 Fax：0246-46-0825
11. U R L <http://www.fukushima-nct.ac.jp/>
12. 備 考 応募いただいた場合、書類選考及び面接で知り得た個人情報、独立行政法人
等個人情報保護法及び本校の関係規定に従い、本選考以外の目的には使用しません。
本校では「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、業績等が同等と認められる
場合は女性応募者の採用を優先させていただきます。
高専は業務内容において大学と異なる点がございまして、ご理解の上ご応募く
ださい。なお、本校の概要、授業科目等は本校ホームページをご覧ください。

(参考) 原子力規制人材育成事業の概要

<事業名>

地域の環境回復と環境安全に貢献できる原子力規制人材の育成

<主な取組内容>

- 本事業では、原子力発電所事故による放射能汚染から地域の環境を回復するという地域課題に取り組み、環境モニタリングや環境放射エネルギーの低減化手法などの知識や技術を修得して、地域の環境回復に貢献するとともに、放射線利用における安全性に配慮できる人材の育成をめざす。
- 本事業は、中学校を卒業して高専に入学する若い世代の学生を対象として高専の準学士課程から専攻科課程の 7 年間にわたる新たな教育プログラムである「環境安全学修プログラム」を構築し、人材を育成する。
- 環境安全学修プログラムは、地域の環境回復や放射性廃棄物の処理処分に関連する「原子力規制に関する授業」に加えて、「複合型インターンシップ」、「COOP 教育(企業や自治体、NPO など地域の人材との共同教育)による PBL(Problem-based learning)型学生研究」といった体験的学習から構成される。
- 「複合型インターンシップ」では、各学生が地方自治体や大学、企業等の複数機関で研修を実施したり、施設の見学を重ねたりすることで、各機関の取組みを原子力規制の観点から多面的にとらえて考える能力を育成する。
- 「COOP 教育による PBL 型学生研究」では、学生が地域人材の支援を受けて、環境回復等の自らが設定した地域課題に取り組むことにより、課題解決能力、チームワーク能力やコミュニケーション能力を育成する。

(参考) 福島高専の教員が携わる授業以外の職務概要

本校には、本科（５年）と専攻科（２年）があります。現在、わが国の高等教育機関には大きな変革の波が押し寄せており、本校も改革に全校挙げて取り組んでいます。また、高専はその教育目標や学生の年齢層（本科：１５～２０歳、専攻科：２１～２２歳）の幅広さなどから、大学や高等学校とは本質的に異なる点があります。すなわち、高専の教員は、教育、研究、学校運営、学生の生活指導などすべてをこなさなければなりません。以下では、福島高専の教員の授業（実験実習等を含む）以外の職務についての認識を深めていただくために、主な職務の概要を記します。

（１）学校運営のための各種委員会

教務委員会、学生委員会、寮務委員会をはじめ、各種の委員会があり、教員は委員として学校運営に参加しています。学級担任との兼務あるいは複数の委員会に所属することもあります。すべての教員は何らかの委員会に所属し、委員会の業務を分担して行っています。

（２）研究

高専の教員は、最先端の教育を行うために研究することを法令で義務づけられています。教員には、研究に対する意欲的な姿勢と研究成果を教育や地域社会への貢献につなげることが期待されています。